

# 出生届後の手続きについて

ご出産おめでとうございます。

長久手市にお住まいの方は、出生届のほかにも下記の手続きがあります。

窓口番号 担当課	手続き	必要なもの	備考
⑧ 保険医療課	子ども医療費 受給者証	・健康保険証	満15歳になる年度末(中学校卒業)まで使えます。
2階 ⑰ 子ども 家庭課	児童手当	・本人確認ができるもの 第1子の場合 ・口座情報が分かるもの ・請求者・配偶者のマイナンバーが分かるもの	生まれた日の翌日から15日以内★に申請してください。 ※第2子以降出生の場合も増額の申請が必要です。
⑦ 保険医療課	国民健康保険 の加入(子) ※社保扶養に 入らない方	・国民健康保険証(親のもの) ・本人確認ができるもの (親のもの)	※全ての手続きに必要な ・本人確認ができるもの ・親子健康手帳(母子健康手帳)
	国民健康保険 ※長久手市の 国保に加入し ている方 <出産育児一 時金>	・国民健康保険証(母) ・出産費用の領収・明細書	
	<保険税産前 産後免除>	・国民健康保険証(母)	
	国民年金(1号 加入中の母) <産前産後免 除>	・母の年金番号がわかる もの若しくはマイナンバー カード	
2階 ⑰ 子ども 家庭課	低体重児届出	・親子健康手帳(母子健康 手帳) または 低体重児届出書	2,500グラム未満のお子様 が誕生した方が対象です。 出生後、速やかに届け出て ください。
③ 市民課	出生届出済 証明 ※出生届届出先 で手続きをして ください。	・親子健康手帳(母子健康 手帳)	親子健康手帳(母子健康手 帳)に「出生届出済証明」を 受けていない方は、お早めに 手続きをしてください。

★ 期限の最終日が土日・祝日など休日の場合、その次の市役所の開庁日が期限日になります。

長久手市役所(0561-63-1111)

なお、長久手市以外の市町村にお子様の住所を設定される方は、住所登録地の役所に今後の手続きをお尋ねください。